

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充てる経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応支援事業(仮称)	①原油価格・食料品等の物価高騰による影響を受ける生活者を支援するため、市民一人当たり7,000円相当のギフトカードによる支援事業を実施する。 ②委託料(事業費及び事務費) ③事業費 98,000人×7,000円=686,000千円 事務費 164,000千円 ④全市民	R8.2	R8.4以降
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	公立保育所副食費物価高騰対策補助等事業	①公立保育所における給食の提供に係る食材費の増加に対し需用費として確保する。物価高騰の影響を受けた、子どもを公立保育所に通わせている子育て世帯を支援するため、公立保育所における高騰した食料品の購入費用を増額することにより、食料品価格高騰による保護者の副食費の負担を軽減し、公立保育所に通わせている子育て世帯を支援する。 ②高騰した分の食材購入費(教職員は除く) ③園児1人、1食当たり:5円 1食当たり5円を市で負担することで、副食費の保護者負担を月額4,700円に抑える 300,000食×5円=1,500,000円 ④給食材料費 公立保育所15園、公立保育所入所児童の保護者	R7.4	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	私立保育所等副食費物価高騰対策補助等事業	①私立保育所等における給食の提供に係る食材費の増加に対し支援を行う。物価高騰の影響を受けた、子どもを私立保育所等に通わせている子育て世帯を支援するため、私立保育所等における高騰した食料品の購入費用を補助することにより、食料品価格高騰分の保護者の副食費の負担を軽減し、私立保育所等に通わせている子育て世帯を支援する。 ②高騰した分の食材購入費(教職員は除く) ③園児1人、1食当たり:5円 1食当たり5円を市で負担することで、副食費の保護者負担を月額4,700円に抑える 565,000食×5円=2,825,000円 ④給食材料費 私立保育所8園、私立認定こども園4園、私立小規模保育事業所2園、私立幼稚園4園、私立保育所等の入所児童の保護者	R7.4	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費物価高騰対策事業	①物価高騰の影響を受けた、小中学校における給食材料が高騰していることに伴い、各給食センターへ高騰した給食材料に係る補助金を交付することにより、給食材料高騰分の保護者への価格転嫁を行わず、小中学校に通わせている子育て世帯を支援する。 ②高騰した分の食材購入費に係る補助金 ③高騰した分の食材購入費(教職員は除く) ・南部給食センター:4,774,120円(477,412食×10円) ・北部給食センター:6,476,350円(647,635食×10円) ・臼田給食センター:1,728,870円(172,887食×10円) ・浅科給食センター: 836,280円(83,628食×10円) ・望月給食センター: 919,400円(91,940食×10円) ④市内給食センター(5施設)、小中学校の保護者	R7.4	R8.3
9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	米価高騰対策支援事業	①米価の高騰の影響を受けた、小中学生の子どもを持つ保護者を支援するため、各給食センターへ高騰した米購入に係る補助金を交付することにより、米価格高騰分の保護者の給食費の負担を軽減し、小中学校に通わせている子育て世帯を支援する。 ②高騰した分の米飯に係る補助金 ③高騰した分の米飯(教職員は除く) ・南部給食センター:4,621,056円 ・北部給食センター:6,150,804円 ・臼田給食センター:1,713,570円 ・浅科給食センター: 947,838円 ・望月給食センター: 845,970円 (当初10,040千円から4,239千円増 計14,279千円 うち14,276千円に充当) ※その他c欄一般財源3千円 ④市内給食センター(5施設)、小中学校の保護者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業者物価高騰緊急支援事業	<p>①目的・効果:物価高騰により燃料価格も高騰した状況が続いており営農へも影響が大きい状況であるため、販売農家に対して燃料費や電気料に対して補助する</p> <p>②交付金を充当する経費内容:営農に係る燃料費や電気代。</p> <p>③積算根拠(対象数・単価等):令和6年農業申告の「動力光熱費」の欄に記載の2割。上限を5万円。</p> <p>○販売金額0万円～100万円の農業者申請見込み 30名 1件当たりの補助金額 10,000円 合計金額 300,000円</p> <p>○販売金額100万円～300万円の農業者申請見込み 100名 1件当たりの補助金額 27,000円 合計金額 2,700,000円</p> <p>○販売金額300万円以上の農業者数申請見込み 120名 1件当たりの補助金額 50,000円 合計金額 6,000,000円</p> <p>◎総合計金額 9,000,000円</p> <p>④事業の対象(交付対象者、対象施設等):佐久市内に住民票がある農業者。 生産した農産物を販売している個人経営農家、法人経営農家</p>	R7.6	R8.3
11	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対応キャッシュレス決済ポイント還元事業	<p>①原油価格・物価高騰などの影響を受ける生活者及び事業者を支援するため、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施する。</p> <p>②委託料(ポイント還元額及び事務費)</p> <p>③ポイント還元額・事務費計 90,000千円</p> <p>④市内中小事業者等の対象店舗において、対象となるコード決済により商品・サービス等を購入等した生活者 ※No.14と同一事業</p>	R7.8	R8.2
12	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	運輸事業者原油価格高騰対策支援事業	<p>①原油価格・物価高騰などの影響を受ける市内運輸事業者を支援するとともに、社会インフラの機能不全により安定した市民生活が阻害されないよう、市内運輸事業者に対して給付金を交付する。</p> <p>②給付金</p> <p>一般貨物自動車(5トン以上)22,000円×210台 一般貨物自動車(4トン以上5トン未満)12,500円×7台 一般貨物自動車(4トン未満)9,500円×160台 軽自動車5,000円×55台 R8.1時点事業費見込5,505千円</p> <p>④市内に営業所住所又は事業所住所を置き、貨物事業者運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を営んでいる者</p>	R7.9	R7.11
13	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業エネルギーコスト削減助成事業	<p>①原油価格・物価高騰などの影響を受ける市内中小事業者等のエネルギーコストの削減、収益構造の改善等を支援するため、市内中小事業者等が取り組む省エネルギー性能の高い機器及び設備の更新に要する経費に対して助成金を交付する。</p> <p>②助成金</p> <p>③助成率1/2以内、限度額50万円</p> <p>④中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は市内に事業所並びに住所を有する個人事業主等</p>	R7.4	R7.5
14	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対応キャッシュレス決済ポイント還元事業(国R7予算充充分)	<p>①原油価格・物価高騰などの影響を受ける生活者及び事業者を支援するため、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施する。</p> <p>②委託料(ポイント還元額及び事務費)</p> <p>③ポイント還元額 20,000千円</p> <p>④市内中小事業者等の対象店舗において、対象となるコード決済により商品・サービス等を購入等した生活者 ※No.11と同一事業</p>	R7.9	R8.2
15	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業エネルギーコスト削減助成事業(国R7予算充充分)	<p>①原油価格・物価高騰などの影響を受ける市内中小事業者等のエネルギーコストの削減、収益構造の改善等を支援するため、市内中小事業者等が取り組む省エネルギー性能の高い機器及び設備の更新に要する経費に対して助成金を交付する。</p> <p>②助成金</p> <p>③助成率1/2以内、限度額50万円</p> <p>④中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は市内に事業所並びに住所を有する個人事業主等 ※No.13と同一事業</p>	R7.9	R8.2

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
16	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対策分)に係る利子補給金支援事業(国R7予算(予備費)充当分)	①原油価格・物価高騰などの影響を受ける市内中小企業者等が利用する中小企業振興資金融資制度に基づく融資の返済に係る負担を軽減するため、市内中小企業者等の利子の支払に要する経費に対して補給金を交付する。 ②補給金 ③貸付利率1.3%のうち1.1%(3年間) R7実行見込200件 利子補給金額見込み:R7 10,370,657円 R8 15,790,189円 R9 12,054,031円 R10 4,186,091円 計42,400,968円(基金充当可能金額)→R7予算要求額41,000千円 ④市内中小企業者等 ※No.17,29と同一事業 うちNo.16分20,077千円に交付金充当	R7.9	R8.3
17	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対策分)に係る利子補給金支援事業(国R6補正予算充当分)	①原油価格・物価高騰などの影響を受ける市内中小企業者等が利用する中小企業振興資金融資制度に基づく融資の返済に係る負担を軽減するため、市内中小企業者等の利子の支払に要する経費に対して補給金を交付する。 ②補給金 ③貸付利率1.3%のうち1.1%(3年間) R7実行見込200件 利子補給金額見込み:R7 10,370,657円 R8 15,790,189円 R9 12,054,031円 R10 4,186,091円 計42,400,968円(基金充当可能金額)→R7予算要求額41,000千円 ④市内中小企業者等 ※No.16,29と同一事業 うちNo.17分10,540千円に交付金充当	R7.9	R8.3
18	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	住民税非課税世帯エアコン設置促進事業	①近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、住民の命と健康を守るため、物価高騰の影響を受けている生活保護世帯を含む住民税非課税世帯のエアコン設置等を支援する。 ②補助金、報酬、職員手当、共済費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料 ③(補助金) 生活保護世帯:補助単価73千円×176件=12,848千円 住民税非課税世帯:補助単価48千円×414件=19,872千円 (報酬、職員手当、共済費、旅費) 人件費関連 計4,531千円(常勤職員の当該事業に係る時間外勤務手当、会計年度任用職員分であり、対象外経費を除く。) (需用費) 消耗品見込、封筒印刷 計235千円 (役員費) 郵送料、電話料、振込手数料 計428千円 (委託料、使用料及び賃借料) FM,CATV広報業務委託料 PC借上げ料等 計345千円 Cその他:「住民税非課税世帯エアコン設置促進事業」による県補助分16,272千円(36千円×176件、24千円×414件) ④生活保護世帯、住民税非課税世帯	R8.2	R8.4以降
19	①食料品の物価高騰に対する特別加算	ひとり親家庭への臨時特別給付金給付事業	①物価高が続く中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得のひとり親世帯に対し、児童1人当たり1万円分の給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活を支援する。 ②給付金(扶助費)及び事務費 ③扶助費:1,150人×10,000円=11,500千円 消耗品費、手数料等:429千円 ④低所得のひとり親世帯(令和7年12月分の児童扶養手当受給者、公的年金等受給により令和7年12月分の児童扶養手当を受給していない者)	R8.1	R8.3
20	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	佐久市産酒米利用促進補助事業	①目的・効果:令和7年産主食用米の高騰により、酒米も高騰しており、酒蔵に令和7年産佐久市産の酒米の使用量の維持及び継続を図るため補助する。このことにより、米農家は、佐久地区の酒蔵で継続して佐久市産酒米の使用されることにより、酒米栽培での農業経営の維持を図る。 ②交付金を充当する経費内容:佐久市産酒米の購入に係る費用 ③積算根拠(対象数・単価等):令和7年産の酒米を佐久市内農家から購入額と県酒造組合から購入額との価格差3,500円/俵。 令和7年産佐久市産酒米購入予定量:4,300俵分。 3,500×4,300=15,050千円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等):佐久市内で栽培された酒米を使用して酒造りを行っている佐久地域の酒蔵13蔵	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
21	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立大学価格高騰対策支援事業	①原油価格・物価高騰に伴い、急激な電気代・ガス代・燃料代の高騰の影響を受け、利用者への価格転嫁が極めて困難である、地域における社会機能の一翼を担っている私立大学に対し、光熱費(電気代・ガス代)の価格高騰分を支援する。 ②市内私立大学への交付金 ③令和3年から令和7年間の光熱費の物価上昇率を用いて算出した、令和7年光熱費(電気代・ガス代)の価格高騰影響額を参考とし、令和7年度下半期(R7.10~R8.3)を支援する。 ・令和3年から令和7年の光熱費価格上昇率:21.15% ・価格高騰影響額(1年間):19,360,148円(令和3年光熱費)×21.15%=4,094,671円 ・下半期影響額:4,094,671円×60%(令和3年実績による下半期割合)≒2,400千円 ④市内私立大学1校(学校法人佐久学園佐久大学)	R8.2	R8.3
22	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉施設等価格高騰対策支援事業	①原油価格・物価高騰に伴い、急激な電気代・ガス代・燃料代等の高騰の影響を受け、利用者への価格転嫁が極めて困難である、地域における社会機能の一翼を担っている障がい福祉施設等に対し、電気代・ガス代・燃料代等の価格高騰分を支援する。 ②障がい福祉施設等への交付金 ③ ア 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援事業対象施設(県に上乗せ) (ア)入所施設への交付金 ・100千円(基準単価)×21施設=2,100千円、20千円(加算単価)×271人=5,420千円 (イ)介護給付の通所事業所への交付金 ・60千円(基準単価)×10施設=600千円、2千円(加算単価)×242人=484千円 (ウ)訓練等給付の通所事業所への交付金 ・60千円(基準単価)×14施設=840千円、2千円(加算単価)×230人=460千円 (エ)障害児通所事業所への交付金 ・60千円(基準単価)×26施設=1,560千円、2千円(加算単価)×186人=372千円 (オ)訪問系事業所への交付金 ・20千円(基準単価)×30施設=600千円 イ 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援事業対象外施設(市独自、交付金額は県の2倍) (ア)入所施設への交付金 ・100千円(基準単価)×2施設×2=400千円、20千円(加算単価)×77人×2=3,080千円 (イ)介護給付の通所事業所への交付金 ・60千円(基準単価)×1施設×2=120千円、2千円(加算単価)×7人×2=28千円 (ウ)訓練等給付の通所事業所への交付金 ・60千円(基準単価)×4施設×2=480千円、2千円(加算単価)×78人×2=312千円 (計16,856千円) ④市内障がい者福祉施設等	R8.2	R8.4以降
23	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者福祉施設等価格高騰対策支援事業	①原油価格・物価高騰に伴い、急激な電気代・ガス代・燃料代等の高騰の影響を受け、利用者への価格転嫁が極めて困難である、地域における社会機能の一翼を担っている高齢者福祉施設等に対し、電気代・ガス代・燃料代等の価格高騰分を支援する。 ②高齢者福祉施設等への交付金 ③ ア 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援事業対象施設(県に上乗せ) (ア)入所・居住・多機能系施設への交付金 ・100千円(基準単価)×40施設=4,000千円、2千円(加算単価)×1,361人=2,722千円 (イ)通所系事業所への交付金 ・60千円(基準単価)×45事業所=2,700千円、2千円(加算単価)×1,145人=2,290千円 (ウ)訪問系事業所への交付金 ・20千円(基準単価)×69事業所=1,380千円 イ 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援事業対象外施設(市独自、交付金額は県の2倍) (ア)入所・居住・多機能系施設等への交付金 ・100千円(基準単価)×12施設×2=2,400千円、2千円(加算単価)×436人×2=1,744千円 (イ)通所系事業所への交付金 ・60千円(基準単価)×45事業所×2=5,400千円、2千円(加算単価)×71人×2=284千円 (ウ)訪問系事業所への交付金 ・20千円(基準単価)×39事業所×2=1,560千円 計24,480千円 ④市内高齢者福祉施設等	R8.2	R8.4以降
24	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立保育所・幼稚園等価格高騰対策支援事業	①原油価格・物価高騰に伴い、急激な電気代・ガス代・燃料代の高騰の影響を受け、利用者への価格転嫁が極めて困難である、地域における社会機能の一翼を担っている私立保育所等に対し、電気代・ガス代・燃料代等の価格高騰分を支援する。 ②私立保育所等への交付金 ③ ア 私立保育所等14園分補助金:2,000円(単価)×1,710人(該当施設定員合計)=3,420,000円 イ 私立幼稚園4園分補助金:2,000円(単価)×363人(該当施設定員合計)=726,000円 計4,146千円 ④市内私立保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園	R8.2	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
25	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援事業	<p>①原油価格・物価高騰に伴い、急激な電気代・ガス代・燃料代等の高騰の影響を受け、利用者への価格転嫁が極めて困難である。地域における社会機能の一翼を担っている医療機関等に対し、電気代・ガス代・燃料代等の価格高騰分を支援する。</p> <p>②医療機関等への交付金</p> <p>③</p> <p>ア 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援事業対象施設(県に上乗せ) ・病院:100千円(基準単価)×6施設=600千円、20千円(病床加算単価)×1,028床=20,560千円、一般診療所(有床):100千円(基準単価)×2施設=200千円、20千円(加算単価)×9床=180千円、一般診療所(無床):60千円×63施設=3,780千円、歯科診療所:60千円(基準単価)×55施設=3,300千円、助産所:60千円(基準単価)×4施設=240千円、薬局:60千円(基準単価)×56施設=3,360千円、施術所:20千円(基準単価)×95施設=1,900千円、歯科技工所:20千円(基準単価)×23施設=460千円</p> <p>イ 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援事業対象外施設(市独自、交付金額は県の2倍) ・病院:200千円(基準単価)×1施設=200千円、40千円(加算単価)×199床=7,960千円 計42,740千円</p> <p>④市内の病院・一般診療所・歯科診療所・助産所・薬局・施術所・歯科技工所</p>	R8.2	R8.4以降
26	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校価格高騰対策支援事業	<p>①原油価格・物価高騰に伴い、急激な電気代高騰の影響を受け、地域の社会機能の一翼を担っている私立小・中学校・高等学校に対し、電気代の価格高騰影響額分を支援する。</p> <p>②私立小・中学校・高等学校への交付金</p> <p>③令和7年度下半期分の電気代の対令和3年度同時期の価格高騰影響額分を交付する。</p> <p>ア 佐久長聖高等学校 価格高騰影響見込額:1,118千円 イ 佐久長聖中学校 価格高騰影響見込額:352千円 ウ サミットアカデミーエレメンタリースクール佐久 価格高騰影響見込額:390千円 エ 地球環境高校 価格高騰影響見込額:231千円 オ さやか星小学校 価格高騰影響見込額:96千円 計2,187千円</p> <p>④佐久長聖中学校、佐久長聖高等学校、サミットアカデミーエレメンタリースクール佐久、地球環境高等学校、さやか星小学校</p>	R8.2	R8.3
27	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	指定管理施設価格高騰対策支援事業	<p>①原油価格・物価高騰に伴い、急激な電気代・ガス代・燃料代の高騰の影響を受けている指定管理施設に対し、電気代・ガス代・燃料代の価格高騰分を支援する。</p> <p>②原油価格・物価高騰に伴う電気代・ガス代・燃料代等の価格高騰分に係る支援金</p> <p>③電気代・ガス代・燃料代につき、令和3年度と令和7年度の平均単価の差額に、令和7年度の使用量を乗じた額を交付金の金額とする。</p> <p>・幼児・児童施設:1,550千円 ・福祉施設等:6,350千円 ・観光施設等:12,330千円 ・文化施設:3,970千円 ・スポーツ施設:10,870千円 計35,070千円</p> <p>④市内各施設の指定管理者(地方公共団体が事務を執行するための庁舎や研究施設などは含まない。)</p>	R8.2	R8.3
28	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校施設電気料金高騰対策事業	<p>①市立小・中学校施設において、電気料金高騰の影響を緩和し、安心安全な学校の運営を目的とする。</p> <p>②電気料</p> <p>③R7電気料金(R7.11月分まで+12月分想定) 小学校:35,000千円、中学校:25,500千円 電気料金に対令和3年物価上昇率(長野市・エネルギー)21.15%を掛けて算出した物価高騰影響額を上限とし、配分交付金の範囲内で交付金を充当する。</p> <p>【物価高騰影響額】 小学校:35,000千円×21.15%=7,403千円 中学校:25,500千円×21.15%=5,393千円 計12,796千円</p> <p>④市立小学校14校の児童、市立中学校7校の生徒</p>	R8.2	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
29	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対策分)に係る利子補給金支援事業(国R7補正予算充当分)	①原油価格・物価高騰などの影響を受ける市内中小企業者等が利用する中小企業振興資金融資制度に基づく融資の返済に係る負担を軽減するため、市内中小企業者等の利子の支払に要する経費に対して補給金を交付する。 ②補給金 ③貸付利率1.3%のうち1.1%(3年間) R7実行見込200件 利子補給金額見込み: R7 10,370,657円 R8 15,790,189円 R9 12,054,031円 R10 4,186,091円 計42,400,968円(基金充当可能金額)→R7予算要求額41,000千円 ④市内中小企業者等 ※No.16,17と同一事業 うちNo.29分10,383千円に交付金充当	R7.9	R8.3